

大田市告示第17号

大田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年大田市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

大田市長 楫野弘和

第3条第1項中「次に掲げるもののうちから」の次に「選考会により審査し」を加え、同項第2号中「大田市猟友会」を「集落協定等の農業団体」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。